

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年8月1日

香川県監査委員	平	木	享
同	水	本	勝規
同	鍋	嶋	明人
同	野	田	峻司

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
水産試験場	平成20年4月21日
赤潮研究所	〃
農業試験場	平成20年4月23日
西讃農業改良普及センター	〃
畜産試験場	〃
農業経営課	平成20年5月22日
畜産課	〃
西部家畜保健衛生所	平成20年5月23日
西讃土地改良事務所	〃
東讃農業改良普及センター	平成20年5月27日
中讃農業改良普及センター	〃
東讃土地改良事務所	〃
中讃土地改良事務所	〃
農業生産流通課	平成20年5月28日
土地改良課	〃
農政課	平成20年5月29日
農村整備課	〃
水産課	〃
海区漁業調整委員会	〃
農業大学校	平成20年7月18日
東部家畜保健衛生所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

納期限内に納入されていない収入について、督促状が納期限後20日以内に発行されていないかった。(畜産試験場)

イ 使用料の徴収について

(ア) 行政財産の目的外使用料について、金額を誤って少ない額で計算し、徴収していた。(農業試験場)

(イ) 行政財産の目的外使用料について、長期間にわたり調定時期が遅延しているものがあった。(農業大学校)

ウ 旅費の支給について

県内出張について、旅費を誤って支給しているものがあるので、戻入させる必要がある。(農業生産流通課)

(3) 検討指示事項

登記事務処理の推進について

用地の未登記の解消については、関係機関と連携を図り、引き続きその解消に向けた計画的・重点的な取組が必要である。(土地改良課)